

令和4年度 海洋周辺地域における訪日観光促進事業 多言語による佐渡観光魅力発信業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

佐渡市では、2024年の世界文化遺産登録を見据え、フランスを中心とする欧米圏在住者の本市への誘客促進を目的とし、観光地として佐渡が誇る歴史・文化・自然などの魅力について、訴求力の高い雑誌・メディア・WEB・SNS等を活用して効果的なプロモーションを実施するため、公募型プロポーザルにより委託事業者の選定を行う。

この要領は、本業務の委託事業者を選定するために必要な事項を定める。

なお、本選定は、令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）（以下「補正予算」という。）成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、補正予算成立前に選定の手続きを行うものです。事業の決定や予算の執行は、令和4年12月下旬頃の補正予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので予めご了承ください。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和4年度海洋周辺地域における訪日観光促進事業多言語による佐渡観光魅力発信業務委託

(2) 履行期間

契約日から令和5年3月24日(金)

(3) 委託金額上限額

3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この費用には、委託事業者との打ち合わせに要する費用や企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとします。

(4) 業務内容

別添仕様書のとおりとしますが、プロポーザルにより業務内容の提案を受け協議等により修正・変更を行う場合があります。

2. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとします。

- (1) 動画制作に関して実績があり、業務の確実な履行が見込まれること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し

ている者でないこと。

- (5)公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成 30 年佐渡市訓令第 17 号）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6)提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。
- (7)本市における市税の滞納がない者であること。

3.審査方法（選定手順）

- (1)本業務における企画提案に係る審査は、「令和 4 年度海洋周辺地域における訪日観光促進事業多言語による佐渡観光魅力発信業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2)企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とします。
- (3)最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定します。

4.質問及び回答

(1)質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式 2）により、電子メールで行う。
なお、必ず着信を電話にて確認すること。

(2)提出先電子メールアドレス：s-kanko@city.sado.niigata.jp

(3)質問提出期間：令和 4 年 12 月 16 日（金）午後 5 時必着

(4)回答方法

申込者全員へ電子メールで回答します。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

5.プロポーザルの参加手続き等

(1)提出期限

令和 4 年 12 月 16 日（金）午後 5 時必着

(2)提出書類

①参加意向申出書（様式第 1 号）

②誓約書（様式 7 号）

③履歴事項全部証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。）

④市区町村税の滞納がないことの証明（発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。）

(3)提出方法 事務局あてに、持参または郵送

(4)提出先 「12.問い合わせ先」に記載のとおりです。

(5)参加資格確認通知

提出された書類が「2. プロポーザル参加資格」に定める要件に適合するかを確認し、プロポーザル参加資格確認通知書を電子メールにより送付する。

6.企画提案の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式4）

②企画提案者に関する調書（様式5）

③業務実施体制調書（様式6）

④企画提案書類（様式任意、原則A4サイズ）

別添「仕様書」の内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

i) 企画概要

多言語による佐渡観光の魅力発信に関する具体的な実施内容を明記すること。

ii) 業務実施スケジュール

iii) 実施体制

⑤事業者の概要（様式任意、原則A4サイズ）

事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された書類（内容が網羅されていれば既存の会社等概要も可とします。）

⑥見積書

※全ての経費についての内訳がわかるよう、できる限り具体的に明記し、代表者印を押印すること。（様式任意）

⑦過去の類似実績とその成果が分かる資料（様式任意）

7.企画提案書等の提出

(1)提出先

「12.問い合わせ先」に記載のとおりです。郵送の場合は、提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先あて提出書類が発送された日時が証明できる方法によってください。

(2)提出期限

令和4年12月28日（水）午後5時必着

(3)提出方法

持参又は郵送による提出

(4)提出部数 6部

8.企画提案書等の審査

(1)審査の方法

審査は、書類による審査とする。

(2)本プロポーザルにおける評価及び選定基準

申込書及び提案書等の応募書類の内容等の評価、審査を行います。

(3)審査項目

①業務遂行能力等

- ・業務体制
- ・業務を実施するうえで十分な体制か。
- ・スケジュール業務を円滑かつ効果的に実施できる計画か。
- ・業務実績

本業務と類似の業務の受注実績があるか。

②企画性（魅力発信）

- ・ターゲットの設定は最適となっているか。
- ・佐渡の観光素材を活用した観光に関する情報をわかりやすく伝える内容となっているか。
- ・新鮮かつ独創性があり、視聴者・読者等をひきつける魅力的な内容となっているか。
- ・フランスを中心とする欧米圏在住の外国人にも理解しやすい内容となっているか。

③企画性（情報発信・効果測定等）

- ・情報発信に対し、効果が高い手法となっているか。
- ・効果測定において、業務の有効性を図る指標や目標値の設定は妥当か。
- ・情報発信の成果を逐次測定し、積極的に手法の改善を進める提案となっているか。

④独創性

- ・独創的な工夫、また仕様書にはない活用可能な提案はあるか。

⑤業務経費

- ・企画内容に対して妥当な見積額か。

(5)審査結果等

審査の結果については、委託事業者選定後、全員に速やかに書面にて通知するとともに、後日、佐渡市ホームページで公表します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

9.契約の締結

市は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と別途協議をしたうえで随意契約により契約を締結します。

なお、委託契約は佐渡市財務規則に基づいて行います。その者との協議が整わない場合は、次点者と交渉を行います。

10.提案者の失格事由等

次の条件の一つに該当する場合は、失格とします。

- (1)提案に参加する資格のないものが提案を行った場合
- (2)提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実を反する申し込みや提案などの不正行為があった場合
- (3)提案者が、提案書類等の受付日から契約締結日までの間に、上記「2.プロポーザル参加資格」を満たさなくなった場合
- (4)提案金額が、上記「1.(3)委託金額上限額」を上回っている場合
- (5)その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

11.その他

- (1)提出された提出書類一式は、返却しません。また、提出された提案書等は、非公開とします。
- (2)提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3)提出期限後におけるプロポーザル提出書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- (4)本業務の実施の際に生じた著作権物等は、佐渡市に帰属します。

12.問い合わせ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所観光振興部観光振興課観光戦略室

TEL：0259 - 67 - 7602